

JPドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹 殿

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹

諮 問 書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1. 諮問事項

「.日本」をJPRSにて管理することになった場合の、「.日本」と「.JP」との関連付けに関する方針について

2. 諮問理由

現在、国(や地域)毎に定義されるccTLDは、2文字の英字と決められています。英字以外の文字を使用したドメイン名も登録出来るようになってはいますが、それは現時点ではセカンドレベル以下に限定されています。

しかし、インターネットのさらなる国際化を受け、利用者の利便性をさらに向上させるため、国名を自国語で表現した文字列をccTLDとして使えるようにする検討がICANNにて進められています。これはIDN ccTLDと呼ばれます。2008年6月のICANN会合では、IDN ccTLDの導入に向け、ICANNへの申請や審査のプロセスを具体化していくことが決まりました。スケジュールは未確定ですが、現在の計画では、2009年前半に申請期間が始まる予定となっています。

ICANNでの検討と並行して、JPRSでもIDN ccTLDの導入に関する検討を行っておりますが、以下の理由により、日本を表すIDN ccTLDを導入すべきであると考えています。

- 日本語で書かれたドメイン名は、アルファベットへの馴染みが比較的薄いインターネット利用者にとってより便利に感じられるため。
- 将来、日本語のTLDに対するニーズが高まったときに、そうしたドメイン名を利用できるようにしておく必要があるため。

日本を表すIDN ccTLD文字列として何がふさわしいか、ということについては、別途国レベルでの議論が必要であると考えられますが、本諮問書では、便宜上、それが「.日本」であると仮定します。

「.日本」をJPドメイン名レジストリであるJPRSが登録管理する場合、正確にかつ効率よく「.JP」との関連付けをすることが可能となりますが、特に、以下の点について検討する必要があります。

- 「.日本」と「.JP」の関連付けを行うことが適切か
- 関連付けを行う場合、どのような関連付けを行うのが適切か

例えば、「〇〇.JP」と「〇〇.日本」の登録者が同一であるとする場合、ドメイン名を使ってWebや電子メールのアドレスを指定するインターネット利用者にとっては、混乱が少ないと考えられます。これは、もともと「JP」は「日本」を示す英字文字列であるとの認識がすでに国内に確立していると思われるためです。しかし、「〇〇.JP」を登録した組織または人が「〇〇.日本」に既定の占有権を持つことで、一部の登録者にとって不利益となる可能性があります。

一方、両登録者が同一でなくて良いとする場合、例えば、「〇〇.JP」を登録できなかった組織や人が「〇〇.日本」を登録することが可能となり、登録機会を増加させることができます。しかし、インターネットにアクセスする一般利用者が「同じ登録者」として認識し、それに伴う混乱が生じる可能性もあると考えられます。

上記のような観点から、「.日本」をJPRSにて管理することになった場合の、「.日本」と「.JP」との関連付けに関する方針についてご答申いただきたく、お願い申し上げます。

以上